

京都市会傍聴規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年5月16日

京都市会議長 山本 恵一

京都市会規則第1号

京都市会傍聴規則の一部を改正する規則

京都市会傍聴規則の一部を次のように改正する。

第9条第3号に次のただし書を加える。

ただし、議長の許可を得た者は、この限りでない。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(市会事務局総務課)